

# えひめのくらし

愛媛県No.157 平成23年9月号



## ふれあい消費生活フェスタ 2011 in 南予開催

愛媛県消費生活センターでは、消費者意識の向上と消費者トラブルの未然防止を図ることを目的に、より多くの消費者の方が参加できるイベントを開催します。

- ◆日時 平成23年10月30日(日) 10時～15時
- ◆会場 さいや広場 (宇和島市弁天町1-318-16)
- ◆内容



(多目的広場)「青空教室」をイメージして、時間割によりプログラムを進行します。

時 限	時 間	割
	10:00～	青空教室始業式 オープニングセレモニー
1	10:20～	消費生活ハカセ (クイズ等での消費生活トラブルの解説)
2	11:00～	キャラクターショーの時間 (1回目)
3	11:40～	ピピの似顔絵の時間
4	13:00～	法律の時間 (法律専門家によるトーク)
5	13:40～	キャラクターショーの時間 (2回目)
6	14:20～	消費生活紙芝居の時間

(研修室) 出張商品テスト体験教室、エコ作品作成教室を行います。

## 消費生活講座 (愛媛大学との連携講座) 受講生募集

愛媛県では、自ら情報を集め、選択し、行動できる「自立した消費者」を育成するため、消費生活に必要な法律、経済の知識等を専門的・体系的に習得する講座を開設します。

この講座は、愛媛大学のご協力により、法文学部の後期授業に一般県民が聴講生として参加し、大学生とともに受講していただく講座です。受講を希望される方は、次によりお申込み下さい。

- ◎日時 平成23年10月6日から平成24年2月2日まで毎週木曜日 全15回 10:30～12:00(第2時限目)
- ◎場所 愛媛大学 法文学部講義棟 305 教室 (松山市文京町3番)
- ◎参加対象 消費者問題に関心のある方で、できるだけ10回以上受講可能な方 (定員50名)
- ◎お申込み受付期限 平成23年9月16日(金) (定員に達していない場合は、9月22日まで受け付けます)
- ◎お申込み方法・申込み先 電話、FAX、E-mailにて、住所、氏名、電話番号、年齢をお知らせください。  
愛媛県県民生活課 (TEL: 089-912-2337 FAX: 089-912-2299 Email: kenminseikatsu@pref.ehime.jp)
- ◎日程・講義内容

回	開催日	講義テーマ	回	開催日	講義テーマ
1	H23.10. 6 (木)	消費者問題概論	9	H23.12. 8 (木)	裁判所の身近な活用
2	H23.10.13 (木)	消費生活相談の実態 (1) -消費生活相談状況から-	10	H23.12.15 (木)	経済の仕組み (経済統計)
3	H23.10.20 (木)	消費生活相談の実態 (2) -クーリング・オフの概要-	11	H23.12.22 (木)	食の安全について
4	H23.10.27 (木)	契約に係る基礎	12	H24. 1.12 (木)	景品表示法
5	H23.11.10 (木)	消費者取引の法律 (1) -民法と消費者契約法-	13	H24. 1.19 (木)	経済政策と消費生活
6	H23.11.17 (木)	消費者取引の法律 (2) -消費者団体訴訟制度-	14	H24. 1.26 (木)	生きぬくためのライフプランづくり
7	H23.11.24 (木)	消費者取引の法律 (3) -特定商取引法-	15	H24. 2. 2 (木)	インターネットのトラブル
8	H23.12. 1 (木)	カード社会に潜む落とし穴 -多重債務問題-	(注) 講義内容については、変更する場合があります。		

## 高齢者の被害事例と対応のポイント

高齢者の被害事例と対応のポイントを紹介します。ここにご紹介したのは一例であり、その手口は様々で、新しいものが次々出てきていますので、十分に注意しましょう。

- **突然** やってきた業者に「床下の **点検をします。**」と言われ点検をしてもらったところ水漏れしていると工事を強引に勧められた。
- **突然** やってきた業者に「屋根が傷んでいるのでこのままでは **大変なことになる。**」と不安を煽られ屋根修理を勧められた。
- 一度屋根修理をしてくれた業者は、とても **親切** で、時々来てくれては、**身の回りの世話や話し相手をしてくれる。** しかし、その度に、別の箇所の修理を勧められる。

**注意**

**市役所**の社会保険年金課の担当と名乗る者から、「高齢者医療保険費の**還付金**がある。金融機関決裁済みなので、キャッシュカードと通帳を持って金融機関に行き、着いたら電話してほしい。**ATMでの手続きを指示**する。」と言われた。

悪質な事業者は、高齢者を狙い、突然やって来て「このままだと大変なことになる」と不安を煽ったり、一人暮らしの寂しさにつけ込んで、優しい言葉で信用させ、次々と不必要な工事をさせたり、商品を売りつけたり、お金を騙し取ろうとしたりします。

### 対応のポイント

- その場での契約はしない。
- 公的機関を名乗ってもうのみにしない。
- うまい話はまず疑う。
- 家族や身の回りの人に相談する。
- 勇気を持って、はっきりと断る。
- 現金での支払いを急がせる業者には要注意。
- 特に、認知症の方や一人暮らしの高齢者は、被害が表面化しにくく、被害が拡大することがあるため、家族や身近な人の見守りが大切。

- 以前会社が破綻して損をした和牛委託契約で「最近経営者の隠し財産が発覚したので、**早い者勝ちで被害者分配**をするが、**手続費用が必要。**」と電話があった。
- 見知らぬ業者からDMが届いた数日後、**別業者から**「DMが届いてないか。**あなたしか**購入の権利のない水源地の権利だ。**環境保護のため**買って欲しくないか。後で2倍で買取る。」と勧誘された。
- 以前、損害を被った未公開株について、「ぜひ**買い取りたい**。そのためには**別の株を新たに購入してほしい。**」と勧誘された。



**不安な時は、消費生活センターに相談!**

## 第1回消費生活川柳優秀作決定

多数の御応募有難うございました。  
合計31句の投句があり、選考の結果、次の2句を選句しました。受賞おめでとうございます。

松山市 ペンネーム 老空猿河内作  
警報機  
押し売り人に  
警報だ

松山市 山本 大貴作  
恋心  
ダマされ気付く  
下心

## 消費生活川柳(第2回)の募集! (締切10月15日)

県消費生活センターでは、消費者トラブルに対する注意喚起や消費者意識啓発など、消費生活についての川柳を募集します。(応募方法)

「住所」「氏名」「作品」を記載し、はがき・FAX・メールにてご応募ください。

募集期間：平成23年9月1日～10月15日まで(当日必着)

優秀作：2名(図書カード1,000円進呈)

応募先：愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

FAX：089-946-5539

Eメール：seikatu-center@pref.ehime.jp

なお、優秀作は、次回誌面にて御紹介します。

作品については、一切の権利を愛媛県が有することとします。(返品不可)

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
089-912-2337

愛媛県消費生活センター 〒791-8014 松山市山越町450番地

089-925-3700(相談専用) 089-946-5539 (FAX)